

平成29年6月版建設業許可申請の手引等の主な変更点

【建設業許可申請の手引（申請手続編）】

- 1 経營業務の管理責任者の要件の改正による修正。（3、17ページ）
- 2 常勤性の確認のために必要となる場合がある「住民税特別徴収額決定通知書（特別徴収義務者用）」について、写しで可（個人番号（マイナンバー）が印字されている場合はその部分を隠したもの）とするように修正。（18ページ）

【建設業許可申請の手引（申請書記載例編）】

- 1 常勤性の確認資料として必要となる場合がある「住民税特別徴収額決定通知書（特別徴収義務者用）」について、写しで可（個人番号（マイナンバー）が印字されている場合はその部分を隠したもの）とするように修正。（8ページほか）
- 2 工事経歴書について、既に許可を受けている場合は提出済みの直近の事業年度終了届出書と同一の事業年度について作成する必要がある旨の追記。（9、10ページ）
- 3 経營業務の管理責任者の要件の改正による修正。（14、14-1ページ）

【建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）】

- 1 健康保険等の加入状況の変更の届出が必要となる場合について、注釈を追記。（1ページ）
- 2 株主等であった方が役員等に就任する場合、後見等登記事項証明書（登記されていないことの証明書）及び身元（身分）証明書が必要になる旨を追記。（2ページ）
- 3 常勤性の確認資料として必要となる場合がある「住民税特別徴収額決定通知書（特別徴収義務者用）」について、写しで可（個人番号（マイナンバー）が印字されている場合はその部分を隠したもの）とするように修正。（14ページほか）
- 4 経營業務の管理責任者の要件の改正による修正。（17、31ページ）

共通

その他、語句、表現の整理。

経管であった人が要件を満たさなくなった場合(非常勤になった・辞任・死亡等)はその日付が重要なので、特に注意

◎現在、愛知県知事の建設業許可をお持ちの方へ

経營業務の管理責任者の変更の届出をする場合で、変更年月日（変更の事実が発生した日）が平成29年6月29日以前の場合、変更後の経營業務の管理責任者の方は改正前の要件を満たしている必要がありますのでご注意ください。

◎現在、愛知県知事の建設業許可をお持ちの法人の方へ

平成28年11月1日より、建設業許可申請書・変更届出書・事業年度終了届出書に法人番号の記入が必要となっています。詳しくは、建設業不動産業課ホームページに掲載しているお知らせをご覧ください。

法人番号検索サイトで確認